

(案)

水道料金の改定について

(答申)

令和5年9月19日

鹿島市水道事業審議会

1 はじめに

本審議会は、令和5年7月14日に鹿島市長から諮問された水道料金の改定について、計4回にわたり慎重に審議した。

この中で、今後の管路の更新計画、収支の状況などについて意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり答申する。

2 答申内容

水道料金は、改定率15%で引き上げることが適当である。

【改定後の水道料金表】（税抜き）

種別	基本料金 (1月につき)		超過料金			
	算定基準	料金	算定基準	料金	算定基準	料金
一般用	使用水量 5 m ³ まで	1,150 円				
	使用水量 5 m ³ を超 え 10 m ³ まで	1,840 円	使用水量 10 m ³ を超え 25 m ³ ま での部分 1 m ³ につき	230 円	使用水量 25 m ³ を超える 部分 1 m ³ に つき	276 円

3 答申理由

本市水道事業は、平成12年に料金改定を実施し、これまで職員数の削減や工事費の抑制などによる経費削減等により現行の料金体系を維持してきた。しかし、給水人口の減少により水道料金収入も減少が見込まれる中、令和10年度から老朽管路が増加し始め、令和17年度には全管路の約半分が老朽管となると予測され、老朽管路の更新費用の確保が課題となっている。このことを踏まえて収支のシミュレーションを行ったところ、現行の料金体系では令和9年度に収支が赤字になる結果となった。

料金改定率を検討する中で、低い改定率では、水道料金の見直しの期間が短くなり、次回

の改定率が高くなると見込まれることや、今後の人口減少を踏まえ、将来世代の負担の増加を懸念する意見が出た。

また、基本料金（使用水量5 m³まで）の改定の是非について検討する中で、高齢者世帯等を考慮して据え置きという意見もあったが、基本料金（使用水量5 m³まで）は平成5年以降改定されておらず、今回は一律に改定すべきという意見が出た。

以上のことから、安定した事業運営を行うために5年間程度の収支の黒字を維持し、使用者の急激な負担増を生じないよう配慮した料金改定率を議論した結果、一律15%引き上げるとの結論を得た。

4 附帯意見

- (1) 今後は、給水人口の動向、経営状況、社会情勢等に応じて、5年程度を目安に定期的に水道料金の見直しを行われたい。
- (2) 水道料金は市民生活へ大きな影響を及ぼすため、水道事業の現状や料金改定の必要性、改定内容について、市民に理解が得られるように丁寧な説明、周知に努められたい。
- (3) 料金改定後においても、経費削減などの効率的な事業運営を継続し、長期的な経営の健全化に努められたい。

【参考1】

令和5年度鹿島市水道事業審議会委員

1 池田 健一 (副会長)

2 片渕 克弘 (会長)

3 亀井 耕治

4 喜多 辰雄

5 合六 丈晴

6 小柳 政喜

7 高田 壽恵子

8 田口 陽子

9 武富 孝子

10 中島 美代子

11 中橋 久子

12 渕上 政徳

13 迎 洋平

14 森 千枝子

(五十音順・敬称略)

【参考2】

審 議 経 過

	開催年月日	内 容
第1回	令和5年7月14日（金）	1 委嘱状交付 2 諮問 3 鹿島市の水道事業について 4 鹿島市水道事業中長期財政計画（概要） 5 水道事業審議会及び料金改定スケジュール
第2回	令和5年7月26日（水）	1 水道料金改定（案）について
第3回	令和5年8月10日（木）	1 水道料金改定（案）について
第4回	令和5年9月13日（水）	1 答申（案）について
第5回	令和5年9月19日（火）	1 答申